

優先入居について

(1) 優先入居対象者の優遇措置について

一般住宅の募集において、高齢者や障害者など特に住宅に困窮する世帯に次のような優先入居を行います。

① 優先入居の対象とする世帯

高齢者世帯、子育て世帯等、障害者等、DV被害者など → 詳しくは次ページをご覧ください。

② 優遇措置の内容

ア. 優先入居対象住宅の設定

優先入居対象者以外の方が著しく不利にならないよう、世帯構成（年齢、人数）と住宅タイプなどとの整合性を考慮し、優先入居の対象とする世帯に対応した住宅を優先入居対象住宅とします。

→ 詳しくは募集状況一覧表でご確認ください。

イ. 当選倍率の優遇

優先入居対象者について抽選番号を2つ割当て、当選倍率を優遇します。

※優先入居対象者の内容に複数あてはまる場合でも、抽選番号は2つです。

※一般の人の抽選番号は1つのみです。

(2) 多数回応募者の優遇措置について

多数回応募者とは、平成19年7月以降の一般住宅及び特定目的住宅の募集の抽選において4回以上落選された人です。（補欠の場合も含めます。なお、仮当選された人が辞退された場合、または失格になった場合は、それ以前の落選は回数に含めません。）

ア. 4回以上落選者

優先入居対象者と同様に抽選番号を2つ割当て、当選倍率を優遇します。

イ. 12回以上落選者

優先入居対象者と同様に抽選番号を3つ割当て、当選倍率を優遇します。

※ **優先入居対象者（次ページ）と多数回応募者の両方に該当する人は、抽選番号を3つ又は4つ割当てます。**

(3) 優先入居の対象者と対象住宅（団地）について

① 高齢者世帯

住宅タイプ---2DK、2LDK

団地---猿田、東山、鶺鴒の島など

② 子育て世帯、母子(父子)世帯、多子世帯

住宅タイプ---3DK、3LDK

団地---風呂ヶ迫、猿田、且の辻、東山、石原、東小羽山、鶺鴒の島、西岐波など

③ 障害者等、DV被害者

原則として特定目的住宅を除くすべての住宅

※ 優先入居対象者

(1) 高齢者世帯

入居しようとする世帯の中に60歳以上の高齢者がいる世帯

(2) 子育て世帯等

次のいずれかにあてはまる世帯

子育て世帯	小学校就学前の子供がいる世帯
母子世帯 父子世帯	配偶者（婚姻の予定者及び内縁の配偶者を含む）と死別し、又は離婚したのち婚姻（婚姻の予定者及び内縁の配偶者を含む。）をしていないもので、20歳未満の扶養親族がある世帯
多子世帯	3人以上の扶養親族（18歳未満に限る）と現に同居し、又は同居しようとする世帯

(3) 障害者等

入居しようとする人の中に、次のいずれかにあてはまる人がいる場合

身体障害者	身体障害者手帳の交付を受けているもので、障害の程度が1級から4級までのもの
精神障害者	精神保健福祉手帳の交付を受けているもので、1級から3級までのもの
知的障害者	療育手帳の交付を受けているもので、1級から3級相当のもの
戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受けているもので、障害の程度が特別項症から6項症までのもの又は第1項症であるもの
原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けているもの
生活保護受給者	生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者
中国残留邦人等支援受給者	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する支援給付受給者
引揚者	海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等であるもの
要介護者	介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に定める要介護者
炭鉱離職者	炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた人で、かつ、その手帳が失効していない人

(4) DV被害者

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に基づく接近禁止又は退去命令が出されて5年以内又は保護等を受けた後5年以内のもの

※ 年齢等の基準日は、当該募集の申込み締切日時点です。

※ 単身で申込む場合には、制限がありますので、入居資格をご覧ください。